

ほうじん ななお



税に関する絵はがきコンクール

七尾法人会長賞



鹿島小学校6年生 領家 未来 さん

七尾法人会女性部会長賞



中島小学校6年生 干場 心琴 さん

七尾法人会青年部会長賞



鹿島小学校6年生 辻森 一葉 さん

七尾税務署長賞



東湊小学校6年生 津田 智子 さん

公益社団法人七尾法人会 第6回通常総会

公益目的事業の着実な推進



5月28日、加賀屋において、大沢七尾税務署長をはじめ多くの来賓を迎え、公益社団法人七尾法人会第6回通常総会が開催された。会長あいさつの後、【報告事項】平成30年度事業計画及び同収支予算並びに平成29年度事業報告、引き続き、【審議事項】平成29年度収支決算報告が説明され、満場一致で承認可決された。総会に引き続き作家 江上剛氏より「起死回生 時代を生き抜く経営力」の演題で記念講演が行われた。（主な内容は、次のとおり。）

記念講演

演題 「起死回生 時代を生き抜く経営力」

私は、次のような質問を受けることがあります、聞かれてもお答えできません。

①人口減少の時代では、我々の業界はどう生き残ってゆけばいいか。

②2020年オリンピック後の景気は、どうなるのか。

そこで、“言うは易く、行ふは難し。”という諺があります。「口で言うのは簡単だけど、実際、それを行うのは難しい。」ということです。

取材等でお会いした立派な経営者が言っておられたことを照会します。

経営は、“言うは難く、行ふは易し。”で、逆であると。どういう意味かということ、「言う」ということは、“考える”ということで、経営者が責任をもって、自分でいろいろ考えることが一番難しく、その考えが固まってしまうと、後は、従業員に、一生懸命、実行してもらうということです。

日本の経営者は、偉くなればなるほど、自分で考えることを、止めてしまいます。祭り上げられてしまう。祭り上げられているうちに、いい気になって、何も考えていないものだから、実際に行動が伴わなかった時に、あつたふたすることになります。一番難しく、一番大事なことは、今後、どういう時代になっても、経営者は、自分で考えるということを、忘れてはいけないということです。

これからの時代を考えた場合、徹底的に少子化になりますが、対応に当たり、無人化を徹底的に進めて行くのか、逆に、非効率、有人、人の手の温もりを借りてやっていくかの選択が必要であり、どちらもという訳にはいきません。

お客さんが、実際、どのようなサービスを望んでいるのか、お客さんがどういうニーズを求めているか、あくまで、お客さんを主体に考えることが必要となります。

今後、少子化になり、ニーズが多様化した場合には、お客が会社の行動を決めるということになると思います。

三つの「C」がキーワードとなります。

「コミュニティ」 = どのような所を対象として、どういう人がお客さんになるか。

「キュレーション」 = そのためには、どういうものを選んで置いたらいいか、売ったらいいか。

「コンベニング」 = インターネットの社会でなかなか、生身の人間が遭うことが無いですけど、絶えずいろいろなイベントを開催したり、いろんな人が集まるようにして、そこに行けば人と人が遭って、いろんな話ができたり、いろんなことができる集いの場をつくっていく。

会社は新しい目標を見つけて、成長していかなければいけません。成長するというのは、お客さんのニーズ、お客さんの立場に立って、どんなものを求めているかを考えながら取り組む事が大事であるということです。

昔から商売をやる人、事業をやる人が尊敬している人に石田梅岩という方がおいでます。石田梅岩は、土農工商の時代に、「商人が正しい商売をやり、それによって収入を得、お金持ちになっていくのは、何ら悪いことではない。富の主は、天下の人々なり。」と宣言しました。

今でも通じるその時の条件が3つあります。

1 自分の所の商品に、サービスに心を込める。

2 自分で利益を独り占めしてはいけない。お客さんにも取ってもらう。

3 お客さんにきちんと丁寧に届けなさい。

これを守っていれば、近江商人の家訓にもなっている、売り手、買い手、世間の三方良しとなります。

どんな時代であろうと、この精神でもって対応すれば、日本の企業の倫理観は、他の国からは尊敬されることと信じています。



【謝罪に関する参考事項】

1 謝罪する者の人相が大事 = 相手にどんな印象を与えるか。

2 不祥事が起きた時は、大きく生んで、小さく育てる。

3 記者会見する者は、覚悟を決めて対応する。

4 ドラキュラの法則 = ドラキュラは太陽の光で消える。

新署長着任のごあいさつ



七尾税務署 森谷 弘一郎 氏

署長プロフィール

(略 歴) 富山税務署 特別国税徴収官 (平成24年7月)
国税庁長官官房金沢派遣国税庁監察官 (平成26年7月)
金沢国税局 徴収部 国税訟務官 (平成27年7月)
福井税務署 筆頭副署長 (平成28年7月)
国税庁長官官房金沢派遣主任国税庁監察官 (平成29年7月)

秋冷の候、公益社団法人七尾法人会会員の皆様方には、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

本年7月の定期人事異動で、国税庁主任監察官から七尾税務署長を拝命しました森谷（もりや）でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

小田会長をはじめ役員並びに会員の皆様方におかれましては、平素から貴会の事業活動を通じ、税務行政全般にわたり、深いご理解と多大なご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

私は七尾市出身で、七尾税務署は今回が二度目の勤務であり、一度目は平成2年から三年間勤務しました。

七尾税務署の管内は、長い歴史によって培われた輝かしい伝統と文化を持ち、美しい自然にも恵まれ、また、本年は能登立国1300年という記念すべき年に当たり、10月には「のと里山里海ミュージアム」がオープンするなど、管内の魅力がますます高まることが期待されます。七尾市出身の私にとって、この地で勤務できますことは大変光栄であり、その反面与えられた職責の重さに身が引き締まる思いであります。

貴会におかれましては、公益社団法人として、地域社会に密着した社会貢献活動を積極的に展開されるとともに、税のオピニオンリーダーとして、税の広報活動をはじめ、各種説明会・講演会等の開催、児童・生徒に対する租税教室の開催等を通じて、正しい税知識の普及や納税道義の高揚に大きな貢献をされておられますことに改めて感謝申し上げます。

特に、地域社会への貢献活動を広く展開する目的での一手段として租税教育事業の拡充を図るため、七尾税務署管内にある三つの租税教育推進協議会へ加入されており、当署も協議会の同じ構成員として、同様に租税教育の充実に向けて、これまで以上に貴会と連携を図りながら、取り組んで参りたいと考えております。

このような公益事業をはじめとする貴会の活動を通じた、今日のご発展は、小田会長をはじめ役

員、そして会員の皆様方の並々ならぬご尽力の賜物と心より敬意を表する次第であります。

私ども税務当局といたしましては、貴会及び会員の皆様方との相互信頼・協調関係を大切にし、貴会の事業活動に可能な限りご支援をさせていただき所存でございますので、引き続き充実した魅力ある事業活動を展開されますことをご期待申し上げます。

ところで、最近の税務行政を取り巻く環境は、少子高齢化や経済社会のグローバル化・ICT化の進展等により、ますます複雑かつ困難なものとなっており、また、来年10月には消費税率の引上げや軽減税率制度が導入される予定となっております。

事業者の皆様方には、限られた期間で準備を行っていただく必要があるほか、軽減税率制度の実施後は、軽減税率対象と標準税率対象の二つの取引が並存することとなるなど大きな影響が生じると想定されます。

当署といたしましては、現在、その周知・広報・相談対応に取り組んでおりますが、会員の皆様方におかれましても、引き続き軽減税率制度等の円滑な実施に向けて、なお一層のお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

結びに当たり、公益社団法人七尾法人会のますますのご発展と、会員の皆様方のご健勝並びに事業のご繁栄を心より祈念いたしまして、私の着任の挨拶とさせていただきます。

【七尾税務署幹部職員のご紹介】

平成30年7月10日現在

署 長	森谷 弘一郎
総務課長	木田 太郎
管理運営部門統括官	吉田 実
管理運営・徴収部門統括官	田畑 浩平
個人課税第一部門統括官	大森 修
個人課税第二部門統括官	細木 圭介
法人課税第一部門統括官	山崎 智彦
法人課税第二部門統括官	木島 正明
法人課税第一部門総括上席	
国税調査官（法人会担当）	伊賀 敦子

国・地方の基礎的財政収支の黒字化目標の達成を

10月11日、鳥取県とりぎん文化会館において多数の役員・会員の参加を得て、第35回法人会全国大会が開催され、全国約80万会員総意による要望事項が採決され、税制改正の提言が行われた。又、今後この提言内容の実現に向けて、全法連、県連、単位会における運動方法が報告、確認された。

《基本的な課題》

Ⅰ. 税・財政改革のあり方

1. 財政健全化に向けて

- (1)2019年10月の消費税率10%への引き上げは、財政健全化と社会保障の安定財源確保のために不可欠である。税率引き上げによる悪影響を緩和する等の経済環境整備は必要であるが、それがバラマキ政策とならないよう十分配慮すべきである。
- (2)政府は、2016年度から18年度の3年間で集中改革期間と位置づけ、政策経費の増加額を1.6兆円（社会保障費1.5兆円、その他0.1兆円）程度に抑制する目安を示し、達成した。2019年度から21年度の基盤強化期間についても、社会保障費の増加額を抑制する目安を示し、改革に取り組む必要がある。
- (3)財政健全化は国家的課題であり、歳出、歳入の一体的改革によって進めることが重要である。歳入では安易に税の自然増収を前提とすることなく、また歳出については、聖域を設けずに分野別の具体的な削減の方策と工程表を明示し、着実に改革を実行するよう求める。
- (4)消費税率についてはこれまで主張してきたとおり、税率10%程度までは単一税率が望ましいが、政府は税率10%引き上げ時に軽減税率制度を導入する予定としている。仮に軽減税率制度を導入するのであれば、これによる減収分について安定的な恒久財源を確保すべきである。
- (5)国債の信認が揺らいだ場合、長期金利の急上昇など金融資本市場に多大な影響を与え、成長を阻害することが考えられる。政府・日銀には、市場の動向を踏まえた細心の政策運営を求めたい。

2. 社会保障制度に対する基本的考え方

- (1)年金については、「マクロ経済スライドの厳格対応」「支給開始年齢の引き上げ」「高所得高齢者の基礎年金国庫負担相当分の年金給付削減」等、抜本的な施策を実施する。
- (2)医療については、成長分野と位置付け、大胆な規制改革を行う必要がある。給付の急増を抑制するために診療報酬（本体）体系を見直すとともに、政府目標であるジェネリックの普及率80%以上も早期に達成する。
- (3)介護保険については、制度の持続性を高めるために真に介護が必要な者とそうでない者にとメリハリをつけ、給付及び負担のあり方を見直す。
- (4)生活保護については、給付水準のあり方などを見直すとともに、不正受給の防止などさらなる厳格な運用が不可欠である。
- (5)少子化対策では、現金給付より保育所や学童保育等を整備するなどの現物給付に重点を置くべきである。その際、企業も積極的に子育て支援に関与でき

るよう、企業主導型保育事業のさらなる活用に向けて検討する。

なお、子ども・子育て支援等の取り組みを着実に推進するためには安定財源を確保する必要がある。

- (6)企業への過度な保険料負担を抑え、経済成長を阻害しないような社会保障制度の確立が求められる。

3. 行政改革の徹底

- (1)国・地方における議員定数の大胆な削減、歳費の抑制。
- (2)厳しい財政状況を踏まえ、国・地方公務員の人員削減と、能力を重視した賃金体系による人件費の抑制。
- (3)特別会計と独立行政法人の無駄の削減。
- (4)積極的な民間活力導入を行い成長につなげる。

4. 消費税引き上げに伴う対応措置

- (1)現在施行されている「消費税転嫁対策特別措置法」の効果等を検証し、中小企業が適正に価格転嫁できるよう、さらに実効性の高い対策をとるべきである。
- (2)消費税の滞納防止は税率の引き上げに伴ってより重要な課題となる。消費税の制度、執行面においてさらなる対策を講じる必要がある。
- (3)軽減税率制度を導入するのであれば、国は国民や事業者に対して制度の周知を行い、混乱が生じないように努める必要がある。また、システム改修や従業員教育など、事務負担が増大する中小企業に対して特段の配慮が求められる。



5. マイナンバー制度について

6. 今後の税制改革のあり方

Ⅱ. 経済活性化と中小企業対策

1. 法人実効税率について

OECD加盟国の法人実効税率平均は約25%、アジア10カ国の平均は約22%となっており、依然として我が国の水準は高い。このため、国際競争力強化などの観点から、今般の法人実効税率引き下げの効果等を見極めつつ、さらなる引き下げも視野に入れる必要がある。

2. 中小企業の活性化に資する税制措置

- (1)中小法人に適用される軽減税率の特例15%を時限措置（平成31年3月31日まで）ではなく、本則化する

る。なお、直ちに本則化することが困難な場合は、適用期限を延長する。また、昭和56年以来、800万円以下に据え置かれている軽減税率の適用所得金額を、少なくとも1,600万円程度に引き上げる。

- (2)租税特別措置については、公平性・簡素化の観点から、政策目的を達したもののや適用件数の少ないものは廃止を含めて整理合理化を行う必要はあるが、中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置は、以下のとおり制度を拡充し、本則化すべきである。なお、中小企業投資促進税制の適用期限が平成31年3月31日までとなっていることから、直ちに本則化することが困難な場合は、適用期限を延長する。

- ①中小企業投資促進税制については、対象設備を拡充したうえ、「中古設備」を含める。
- ②少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例については、損金算入額の上限（合計300万円）を撤廃する。

3. 事業承継税制の拡充

- (1)事業用資産を一般資産と切り離した本格的な事業承継税制の創設
- (2)相続税、贈与税の納税猶予制度の充実
- ①猶予制度ではなく免除制度に改めるとともに、平成29年以前の制度適用者に対しても適用要件を緩和するなど配慮すべきである。
- ②国は円滑な事業承継が図られるよう、経営者に向けた制度周知に努める必要がある。

III. 地方のあり方

国と地方の役割分担を見直し、財政や行政の効率化を図る地方分権化は地方の活性化にとっても極めて重要である。ただ、その際に不可欠なことは地方の自立・自助の精神であることを改めて強調しておきたい。地方創生戦略もこれを基本理念とすべきである。

「ふるさと納税制度」にみられる返礼品競争のような手法は、あまりに安直であり真の地方活性化にはつながるまい。そもそも住民税は居住自治体の会費であり、他の自治体に納税することは地方税の原則にそぐわないとの指摘もある。納税先を納税者の出身自治体に限定するなど、「ふるさと納税」本来の趣旨に沿った見直しが必要である。

地方交付税は国が地方の財源不足を保障する機能を有していることから、地方の財政規律を歪めているとの指摘が多い。地方は国に頼るだけでなく、自らの責任で必要な安定財源の確保や行政改革を企画・立案し実行していく必要がある。

- (1)地方創生では、さらなる税制上の施策による本社機能移転の促進、地元の特性に根差した技術の活用、地元大学との連携などによる技術集積づくりや人材育成等、実効性のある改革を大胆に行う必要がある。
- (2)広域行政による効率化の観点から道州制の導入について検討すべきである。基礎自治体（人口30万人程度）の拡充を図るため、さらなる市町村合併を推進し、合併メリットを追求する必要がある。
- (3)国に比べて身近で小規模な事業が多い地方の行財政改革には、「事業仕分け」のような民間のチェック

機能を活かした手法が有効であり、各自治体で広く導入すべきである。

- (4)地方公務員給与は近年、国家公務員給与と比べたラスパイレース指数（全国平均ベース）が改善せずに高止まりしており、適正な水準に是正する必要がある。そのためには国家公務員に準拠するだけでなく、地域の民間企業の実態に準拠した給与体系に見直すことが重要である。
- (5)地方議会は、議会のあり方を見直し、大胆にスリム化するとともに、より納税者の視点に立って行政に対するチェック機能を果たすべきである。また、高すぎる議員報酬の一層の削減と政務活動費の適正化を求める。行政委員会委員の報酬についても日当制を広く導入するなど見直すべきである。

IV. 震災復興

東日本大震災からの復興に向けて復興期間の後期である「復興・創生期間（平成28年度～32年度）」も3年目に入っているが、被災地の復興、産業の再生はいまだ道半ばである。今後の復興事業に当たってはこれまでの効果を十分に検証し、予算を適正かつ迅速に執行するとともに、原発事故への対応を含めて引き続き、適切な支援を行う必要がある。また、被災地における企業の定着、雇用確保を図る観点などから、実効性のある措置を講じるよう求める。

熊本地震についても、東日本大震災の対応などを踏まえ、適切な支援と実効性のある措置を講じ、被災地の確実な復旧・復興の実現等に向けて早急に取り組まねばならない。

V. その他

1. 納税環境の整備
2. 租税教育の充実

平成31年度税制改正スローガン

- **財政健全化は国家的課題。**
目標の早期達成に向けて全力を！
- **少子高齢化の急速な進行は不可避。**
社会構造変化に対応した社会保障制度の確立を！
- **中小企業向け税制措置を拡充し、**
真の経済再生を！
- **中小企業は雇用の担い手。**
事業承継税制の改革は地方活性化のためにも重要！

平成31年（2019年）10月1日から 消費税の軽減税率制度が実施されます

平成31年(2019年)10月1日から、消費税及び地方消費税の税率が8%から10%に引き上げられると同時に、消費税の軽減税率制度が実施されます。

軽減税率（8%）の対象品目

飲食料品

飲食料品とは、食品表示法に規定する食品（酒類を除きます。）をいい、一定の一体資産を含みます。
 外食やケータリング等は、軽減税率の対象品目には含まれません。

新聞

新聞とは、一定の題号を用い、政治、経済、社会、文化等に関する一般社会的事実を掲載する週2回以上発行されるもので、定期購読契約に基づくものです。

《軽減税率の対象となる飲食料品の範囲》

軽減税率対象

標準税率対象



※ 一定の一体資産は、飲食料品に含まれます。

全ての事業者

飲食料品の売上げ・仕入れの両方がある課税事業者の方

売上げや仕入れについて、取引ごとの税率により区分経理を行うことや、区分記載請求書等を交付する必要があります。

飲食料品の売上げがなくとも、飲食料品の仕入れ（経費）がある課税事業者の方

仕入れ（経費）について、取引ごとの税率により区分経理を行う等の対応が必要となります。

免税事業者の方

課税事業者と取引を行う場合、区分記載請求書等の交付を求められる場合があります。

免税事業者の方へ



免税事業者

課税事業者から区分記載請求書等の交付を求められることがあります。



免税事業者からの仕入れについても、仕入税額控除を行うためには、区分記載請求書等の保存が必要です。

課税事業者



〈平成30年7月〉国税庁

改正税法説明会

8月28日、29日の両日、羽咋、七尾の2会場で「会社取引をめぐる税務Q & A」、「源泉所得税実務のポイント」等について、説明会を開催した。

講師は、七尾税務署法人課税部門担当官。



実務セミナー

七尾商工会議所との共催により、2月28日に、補助金をうまく活用するために！のテーマで、中小企業向けの補助金対策セミナーを開催した。セミナーでは、中小企業・小規模事業者関連予算案において、多数の応募が予想される事業について、概要や公募申請のポイントなどの説明があった。

講師は、経済産業省 中部経済産業局 産業部産業振興課 課長補佐 中窪浩美氏。



新設法人説明会

12月15日、七尾税務署との共催により、新設法人説明会を開催した。

出席した新設法人に対して、公益社団法人七尾法人会は、七尾税務署管内の約1,060社が加入する経営者の団体であり、税のオピニオンリーダーとして、企業の発展を支援し、地域の振興に寄与し、国と社会の繁栄に貢献することに取り組んでいることを説明し、加入の働きかけを積極的に行った。



《石川県・各市町からのお知らせ》

個人住民税の特別徴収実施のお知らせ

事業主のみなさまへ

石川県内のすべての市町は、平成31年度から個人住民税の特別徴収完全実施に取り組みます！

～個人住民税の特別徴収とは～

所得税の源泉徴収と同じように、事業主が従業員に代わって、毎月の給与から個人住民税（市町民税＋県民税）を徴収（給与天引き）し、従業員の住所地の市町へ毎月納入する制度です。

石川県内のすべての市町は、平成31年度から原則すべての事業主の方を特別徴収義務者として指定し、個人住民税の特別徴収完全実施に取り組みます。

なお、従業員が常時10名未満の事業所等は、市町長の承認を受けて年12回の納期を年2回とする「納期の特例」制度があります。また、当面、例外的に普通徴収が認められる場合もありますので、各市町へお問い合わせください。

《お問合せ先》

◎手続について	七尾市税務課	TEL：0767-53-8412、	羽咋市税務課	TEL：0767-22-7130、
	志賀町税務課	TEL：0767-32-9142、	宝達志水町税務課	TEL：0767-29-8150、
	中能登町税務課	TEL：0767-74-2807		
◎制度について	石川県総務部税務課	TEL：076-225-1271		



青年部会だより

本年度、青年部会では、租税教育委員会、研修委員会及び交流委員会を設置し、会活動の活性化を図ることとしました。

租税教室の開催

社会貢献活動として小学校6年生を対象に取り組んでいる租税教室を、西北台、鹿島、東湊、鳥屋及び石崎の5小学校で開催した。女性部会が取り組んでいる「絵はがきコンクール」へも多数の応募があり、応募作品から、生徒の皆さんが税金の使い道を知り、暮らしの中での税金が担う役割を考える貴重な時間になったことがうかがえた。



西北台小学校



東湊小学校



鹿島小学校



鳥屋小学校



石崎小学校

研修視察

10月13日から14日、研修視察を実施した。視察先はラコリーナ近江八幡で、つなげていこう「智慧と技」のテーマに、お客様ニーズの掴み方の工夫などについて、担当者から聴聞した。また、京セラ本社では文化施設及び稲盛ライブラリーを見学するとともに、フィロソフィ教育推進部、吉田氏より技術時間開発等の在り方の説明を受けた。



交流会

2月7日、輪島法人会青年部会との交流会を実施し、管内の「道の駅」めぐりにより、それぞれの地域がどのように創意工夫し、特性を生かした事業活動を展開しているか、見聞した。



租税教育委員会

租税教室の担い手の養成を図り、租税教育のさらなる充実に向け、租税教育委員会においてマニュアル(DVD)を作成した。

青年部会会員募集中!

我々の仲間になりませんか!!

当青年部会では、企業の経営者として、幅広い知識と教養を深めるため、経営、税務等を中心とした研修会、講演会等を開催するほか、会員相互の親睦交流を図ることを目的に活動しています。
＜会員資格＞七尾法人会員の事業所に勤務する50歳未満の経営者または役員、もしくは役員に準ずる者
＜年会費＞5,000円
＜お問合せ＞（公社）七尾法人会 電話 **0767-53-6629**

女性部会だより

租税教室及び絵はがきコンクール優秀作品の表彰式

法人会の社会貢献活動として積極に取り組んでいる租税教室を通じて、小学生に「税の果たす役割」などについて学んでいただき、そこで得ることができた知識や感想を絵はがきに描いて「税」の理解をより深めてもらうことを目的に取り組んでいます。

平成29年度は、絵はがきの応募総数は220作品、その中から優秀と認められた24作品について、2月18日、七尾西湊合同庁舎において表彰式を行った。



租税教室 中島小学校



絵はがき審査



絵はがきコンクール表彰式

研修視察

6月13日から14日、「暮らしに生きる税」をテーマに、視察研修を行いました。

本年度の研修視察は、地震災害への関心が高まっていることを踏まえ、「阪神・淡路大震災記念『人と防災未来センター』」にて、当時の映像や展示資料を拝見するとともに、震災体験者（語り部）の山田晋氏から、高齢化社会においては、共に支え合う町造りが必要であるとお話を伺い、防災・減災の実現のための情報と正しい知識を身に着けることができました。

次に、外国人観光客が増加し続けていることから、国際化の視点に立ち「神戸税関」へも足を運び、広報広聴室の滝岡職員から、税関の果たす使命である「安全・安心な社会の確保」、「関税等の適正・公平な課税」及び「貿易の円滑化」について説明を受け、神戸税関内の案内をしていただきました。神戸税関屋上からの展望は、素晴らしく、極めて有意義な研修となりました。



通常総会



4月19日多田屋において大沢七尾税務署長、小田七尾法人会会長を来賓として迎え、第23回通常総会が開催された。

平成29年度事業実施報告及び同収支決算報告、平成30年度事業計画案及び同収支予算案が承認された。本年も引き続き、租税教室、絵はがきコンクールに取り組むこととした。総会終了後、大沢七尾税務署長より「税務雑感」のテーマで記念講演が行われた。

『税を考える週間』 “税の役割と税務署の仕事” 《11月11日(日)～11月17日(土)》

国税庁では、国民の皆様に租税の意義や役割、税務行政に対する知識と理解を深めていただくため、1年を通じて租税に関する啓発活動を行っていますが、毎年11月11日から11月17日を「税を考える週間」として、集中的に様々な広報広聴施策を実施しています。

今年は、「暮らしを支える税」をテーマとして各種行事を行います。

税務署長表彰

おめでとうございます。
この度、永年の法人会活動等の御功績に
対し表彰が授与されました。



津田 文雄 氏

七尾税務署管内の主な行事

【小中学生の税に関する作品展】

市 町	会 場	展 示 期 間
七 尾 市	七尾パトリア	11月 5日(月)～11月15日(木)
羽 咋 市	コスモアイル羽咋	11月10日(土)～11月18日(日)
志 賀 町	志賀町文化ホール	11月12日(月)～11月16日(金)
	アスク	11月11日(日)～11月17日(土)
宝達志水町	生涯学習センター さくらドーム21	11月 5日(月)～11月17日(土)
中 能 登 町	アルプラザ鹿島	11月11日(日)～11月17日(土)

【納税表彰式】

日 時	会 場
11月13日(火) 15:00～	フォーラム七尾

【平成30年分 年末調整説明会の開催日程】

月 日	時 間	会 場	対 象 地 域
11月15日(木)	9:30～11:30	矢田郷地区コミュニティセンター (旧七尾サンライフプラザ)	七尾市・中能登町 志賀町
	13:30～15:30		
11月16日(金)	13:30～15:30	羽咋すこやかセンター (旧羽咋文化会館)	羽咋市・志賀町 宝達志水町

【消費税の軽減税率制度説明会の開催日程】

月 日	時 間	会 場	対 象 地 域
11月15日(木)	11:30～12:00	矢田郷地区コミュニティセンター (旧七尾サンライフプラザ)	七尾市・中能登町 志賀町
	15:30～16:00		
11月16日(金)	15:30～16:00	羽咋すこやかセンター (旧羽咋文化会館)	羽咋市・志賀町 宝達志水町

事務局だより

(平成30年4月1日～10月31日)

- 4. 1 9 女性部会役員会
- 4. 1 9 女性部会第23回通常総会・記念講演会
- 4. 2 6 第1回理事会
- 4. 2 6 福利厚生制度推進連絡協議会
- 5. 1 6 青年部会役員会
- 5. 1 6 青年部会第27回通常総会・記念講演会
- 5. 2 8 第6回通常総会・記念講演会
- 6. 1 3 女性部会研修視察(13日～14日)
- 6. 2 3 青年部会租税教室 鹿西小学校
- 6. 2 8 青年部会第1回租税教育委員会
- 7. 1 8 青年部会第2回租税教育委員会
- 8. 2 8 定例研修会 羽咋会場
- 8. 2 9 定例研修会 七尾会場
- 9. 8 青年部会租税教室 宝達小学校
- 9. 1 0 青年部会親睦交流会
- 9. 1 2 女性部会正副部会長会議
- 9. 1 8 青年部会租税教室 田鶴浜小学校
- 10. 5 青年部会研修視察(5日～6日)
- 10. 2 5 第2回理事会
- 10. 2 5 福利厚生制度推進連絡協議会
- 10. 2 9 輪島法人会女性部会との交流会

新 会 員 紹 介

◆(平成29年11月1日～30年10月31日)◆

◇正会員(定款第5条1項1号)

法 人 名	代表者氏名
株式会社 秋山	谷内 睦雄
株式会社 イリオスNOTO	瀧川 寿之
有限会社 エイ・エム・シイ	酒谷 隆晴
株式会社 A-style	坂本 章子
株式会社 大蔵	瀧川 嘉明
株式会社 カーパートナーズ	西村 友紀
株式会社 K・R・E	小田與之彦
ケービックス中日本 株式会社	井上 哲孝
有限会社 小泉石油店	小泉 信夫
サンケンオプトプロダクツ 株式会社	本多 祐二
玉川建設 株式会社	玉川 友和
社会福祉法人 つばさの会	今井 武司
株式会社 ナカムラ	中村 剛真
農事組合法人 なたうち	村田 正明
農事組合法人 ふあーむ中島	木下 源蔵
有限会社 八野田	八野田 聡
北陸住設 株式会社	三野真由美
株式会社 ホテルたなか	小田與之彦
株式会社 マエダ工業	前田 進
株式会社 松崎建設	松崎 豊
株式会社 本吉設備企画	本吉 雅樹

会 員 募 集

法人会では税務研修会、講演会など幅広い活動を通じて、企業の繁栄と社会の健全な発展に貢献しています。

◆お問い合わせ・連絡先 公益社団法人七尾法人会
電話 0767-53-6629

◆ホームページのご案内
<http://nanao.ishikawa-kenhouren.or.jp/>

◇賛助会員(定款第5条1項2号)

事業所名	代表者氏名
木内土地家屋調査士事務所	木内 良純
スナック212	島崎刀望子
スナックわかな	杉浦由美子
オフィス空間ミヤカワ	宮川 正次
川端寝具店	川端 徹
	赤坂 明

《石川県・各市町からのお知らせ》

地方税の電子申告(eLTAX)のお知らせ

石川県及び県内19市町では、地方税の申告手続きをインターネットで行うことができます。
自宅やオフィスで申告手続きができ、複数の地方公共団体へ作成した申告書を一度に送信することができますので、ぜひご利用ください。

◎利用時間 8:30～24:00(土日祝日、年末年始を除く)

◎対象税目

県 税：法人県民税、法人事業税、地方法人特別税

市町村税：法人市町村民税、個人住民税(給与支払報告書等)、固定資産税(償却資産)等

※平成29年1月から、国と市区町村にそれぞれ提出義務のある源泉徴収票と給与支払報告書の様式を統一し、eLTAXに一元的に送信することが可能になりました。

《電子申告についてのお問合せ先》

一般社団法人 地方税電子化協議会

ホームページ <http://www.eltax.jp/>

T E L 0570-081459、03-5500-7010 [IP電話やPHSなどの場合]

受付時間 9:00～17:00(土日祝日、年末年始を除く)



県税キャラクター 直之くん

税に関する絵はがきコンクール作品

中能登町
租税教育推進協議会長賞



鹿島小学校6年生 合田 明日香 さん

羽咋郡市租税教育推進協議会長賞



西北台小学校6年生 山戸 花菜 さん

羽咋郡市租税教育推進協議会長賞



西北台小学校6年生 池田 駿介 さん

中能登町
租税教育推進協議会長賞



鳥屋小学校6年生 長谷川 天花 さん

七尾市租税教育推進協議会長賞



石崎小学校6年生 澤野 晶帆 さん

七尾市租税教育推進協議会長賞



中島小学校6年生 山岸 穂乃実 さん

七尾市租税教育推進協議会長賞



中島小学校6年生 加賀 妃莉 さん